

証券コード 9983
平成19年11月6日

株 主 各 位

山口県山口市佐山717番地1
株式会社 ファーストリテイリング
代表取締役会長兼社長 柳 井 正

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記のとおり当社第46期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成19年11月21日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年11月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 山口県山口市佐山717番地1 本社会議棟大会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第46期（平成18年9月1日から平成19年8月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（平成18年9月1日から平成19年8月31日まで）
計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役5名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎当社ではインターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス
<http://www.fastretailing.com/jp/ir>）において招集通知を提供しております。なお、株
主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社
ウェブサイトにおいて周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

第46期（平成18年9月1日から平成19年8月31日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、原油高や米国経済の動向への懸念を残すものの、企業業績の好転に伴う雇用改善や設備投資の増加傾向は続き、その効果が緩やかながらもようやく家計セクターに波及してまいりました。一方、当社グループの属するアパレル小売業界におきましては、国内外の同業他社との競争環境の激化や、天候不順の影響などもあり、依然として厳しい状況が続いております。

国内ユニクロ事業におきましては、店舗面積1000坪級の神戸ハーバーランド店（平成19年3月開店）や世田谷千歳台店（平成19年5月開店）を始め、ユニクロの魅力を最大限に発揮するための大型店21店舗をオープンいたしました。また、平成19年4月に、ユニクロ原宿店を改装し、新たにTシャツ専門店『UT STORE HARA JUKU.』をオープンしました。同店のコンセプトは、「Tシャツの未来のコンビニエンスストア」であり、Tシャツの情報発信基地として、お客様からご好評をいただいております。

国内ユニクロ事業の業績につきましては、シーズン毎のキャンペーン商品の販促が奏功したことに加え、スキニージーンズなどのボトムスが好調に推移したことによる客単価の上昇により、既存店の売上高は増加しました。直営店舗数も27店舗の純増となったことから、全体としても増収となりました。しかしながら、天候要因などによる在庫処分に伴う上期における粗利益率の低下、また、事業成長のための新卒採用の拡大等による人件費増に加え、ブランディングの強化のための広告宣伝・販促費等のコスト増により減益となりました。

海外ユニクロ事業におきましては、平成18年11月にニューヨークのソーホー地区に売場面積約1000坪のグローバル旗艦店を、また、同年12月には上海・浦東（プートン）地区にもアジア最大規模の旗艦店をオープンしました。いずれもユニクロにおける最高水準の商品・売場・サービスを提供する旗艦店として売上は好調に推移しており、ユニクロの認知度とブラン

ド力のアップに大きく貢献しております。地域別では、中国、香港、韓国の業績はきわめて順調で、それぞれの地域において売上をほぼ倍増させることができ、利益面でも黒字化を達成しております。英国、米国は、旗艦店出店に伴うコスト増により収益面では赤字が続いているものの、売上は順調に伸びております。海外ユニクロ事業全体では、大幅な増収を達成しており、赤字幅も縮小しております。

その他の国内事業におきましては、株式会社ジーユーがファミリーカジュアルの新ブランド「g. u. (ジーユー)」での店舗展開を開始しました。同社は、創業赤字の状態ではあるものの、平成19年8月末現在で50店舗をオープンし、事業基盤の早期構築に努めております。婦人服専門店チェーンを展開する株式会社キャビン(東証1部上場)は、夏物商戦が振るわず若干の営業赤字となっております。また、同社を完全子会社化することを目的とした友好的な公開買付けを実施し、議決権の所有割合を51.7%から96.9%といたしました。靴事業を営む株式会社ワンゾーンは、業界を取り巻く厳しい経営環境の中、継続的に事業構造改革に取り組んでおります。また、平成18年11月に、婦人靴専門店を展開する株式会社ビューカンパニー(JASDAQ上場)の第三者割当増資を引き受け、持分法適用の関連会社といたしました。

その他の海外事業では、欧州でフレンチカジュアルブランド「コントワー・デ・コトニエ」を展開するクリエーション ネルソン社と、フランスの代表的なランジェリーブランド「プリンセス タム・タム」を展開するブティ ヴィクトル社を傘下にもつエフアール・フランス社の業績が、引き続き好調に推移しており、欧州におけるグループの事業基盤拡充に大きく貢献しております。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、連結売上高5,252億円(前年同期比17.0%増)、営業利益649億6千万円(同7.7%減)、経常利益646億円(同11.7%減)、当期純利益317億7千万円(同21.4%減)と増収減益となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、取締役会決議により1株につき60円とさせていただきます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した企業集団の設備投資の総額は264億円であり、主なものは、建物等144億円、店舗の敷金74億円、建設協力金の投資分が11億円であります。

- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度に、FRL Korea Co., LTD. において韓国ユニクロ事業強化を目的とした増資を実施し、少数株主より1,142百万円の払込を受けました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況
前記1.(1)①「事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
- ⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

単位：百万円

区 分	第 43 期 (平成16年8月期)	第 44 期 (平成17年8月期)	第 45 期 (平成18年8月期)	第 46 期 (当連結会計年度) (平成19年8月期)
売 上 高	339,999	383,973	448,819	525,203
当 期 純 利 益	31,365	33,884	40,437	31,775
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	304円92銭	331円99銭	397円38銭	311円98銭
総 資 産	240,897	272,846	379,655	359,770
純 資 産	161,434	182,349	240,479	243,283
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,583円67銭	1,791円61銭	2,240円77銭	2,357円79銭

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容	所在地
株式会社ユニクロ	1,000,000千円	100.0%	衣料品関連事業	日本
UNIQLO (U.K.) LTD.	9,250千英ポンド	100.0%	衣料品関連事業	英国
迅銷(江蘇)服飾有限公司	13,300千米ドル	83.3%	衣料品関連事業	中国
迅銷(中国)商貿有限公司	6,250千米ドル	100.0%	衣料品関連事業	中国
UNIQLO USA, Inc.	30,000千米ドル	100.0%	衣料品関連事業	米国
FRL Korea Co., LTD.	24,000,000千ウォン	51.0%	衣料品関連事業	韓国
UNIQLO HONG KONG, LIMITED	11,000千香港ドル	100.0%	衣料品関連事業	香港
UNIQLO FRANCE S.A.S.	50千ユーロ	100.0% (100.0%)	衣料品関連事業	フランス
株式会社ワンゾーン	494,500千円	100.0%	衣料品関連事業	日本
FR FRANCE S.A.S.	157,025千ユーロ	100.0%	衣料品関連事業	フランス
Creations Nelson S.A.S.	2,600千ユーロ	100.0% (100.0%)	衣料品関連事業	フランス
PETIT VEHICULE S.A.S.	2,000千ユーロ	95.0% (95.0%)	衣料品関連事業	フランス
コントワー・デ・コトニエ ジャパン株式会社	450,000千円	100.0% (100.0%)	衣料品関連事業	日本
アスベジ・ジャパン株式会社	450,000千円	60.0%	衣料品関連事業	日本
株式会社グローバルリテイリング	95,000千円	100.0%	衣料品関連事業	日本
株式会社グローバルインバストメント	95,000千円	100.0%	衣料品関連事業	日本
株式会社キャビン	15,174,337千円	96.9%	衣料品関連事業	日本
株式会社ジーユー	450,000千円	100.0%	衣料品関連事業	日本
株式会社エディカ	20,000千円	100.0% (100.0%)	研修センター運営管理	日本
上海凱賓時裝有限公司	821千米ドル	95.0% (95.0%)	衣料品関連事業	中国
上海凱海貿易有限公司	1,200千米ドル	100.0% (100.0%)	衣料品関連事業、一般貿易業務	中国

- (注) 1. 株式会社ジーユーは重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
2. 迅銷(中国)商貿有限公司については、当連結会計年度より営業を開始し、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
3. 迅銷(江蘇)服飾有限公司の議決権比率につきましては、董事会における議決権比率であります。
4. 議決権比率欄の()内は当社の子会社等が所有する議決権の比率を内数で示しております。

(4) 企業集団の対処すべき課題

・国内関連事業の再建

株式会社キャビン、株式会社ワンゾーン、株式会社ジーユーにつきまして、早期の再建が重要な経営課題と認識しております。ユニクロの事業インフラと事業展開方法を共有することで、早期の収益改善を目指してまいります。

・M&A戦略の推進

当社グループのブランド・事業ポートフォリオの拡充、グループ全体の成長に資するプラットフォームの獲得ならびにグローバル化推進のため、M&Aの実施が必須と考えております。

これにより、ノウハウ・情報・人材の相互交流による業務プロセスの強化及び事業インフラのシェアリングが実現できると考えております。

(5) 主要な事業内容（平成19年8月31日現在）

当社グループは、株式会社ファーストリテイリング（当社）、連結子会社21社、非連結子会社2社、持分法適用関連会社2社、持分法非適用関連会社1社により構成され、主に衣料品関連事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場（平成19年8月31日現在）

会 社 名	所 在 地	直 営 店 舗 数	フランチャ イズ店舗数
当社	本社：山口県山口市 本部：東京都千代田区	1	—
株式会社ユニクロ	本社：山口県山口市 本部：東京都千代田区	730	18
UNIQLO (U. K.) LTD.	本社：英国ロンドン市	11	—
迅銷（江蘇）服飾有限公司	本社：中国江蘇省昆山市	2	—
迅銷（中国）商貿有限公司	本社：中国上海市	7	—
UNIQLO USA, Inc.	本社：米国ニューヨーク州ニューヨーク市	1	—
FRL Korea Co., LTD.	本社：韓国ソウル特別市	14	—
UNIQLO HONG KONG, LIMITED	本社：中国特別行政区香港中環	4	—
株式会社ワンゾーン	本社：東京都千代田区	210	122
Creations Nelson S. A. S.	本社：フランス トゥールーズ市	112	173
PETIT VEHICULE S. A. S.	本社：フランス パリ市	96	35
コントワー・デ・コトニエ ジャパン株式会社	本社：東京都渋谷区	20	—
アスベジ・ジャパン株式会社	本社：東京都港区	12	—
株式会社キャビン	本社：東京都新宿区	211	—
株式会社ジーユー	本社：東京都千代田区	50	—

(7) 使用人の状況（平成19年8月31日現在）

イ. 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
6,534人	2,544人増

- (注) 1. 使用人数には、パート社員、アルバイト社員、委託社員及び受入出向社員は含んでおりません。
2. 当連結会計年度における使用人数の増加は、主に新卒者及び地域限定正社員採用によるものであります。

ロ. 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
129人	16人減	37歳7ヵ月	6年6ヵ月

- (注) 使用人数には、パート社員、アルバイト社員、委託社員及び受入出向社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年8月31日現在）

借入先	借入額
みずほフィナンシャルグループ	13,534百万円
三井住友フィナンシャルグループ	8,512百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成19年8月31日現在）

イ. 発行可能株式総数	300,000,000株
ロ. 発行済株式の総数	106,073,656株
ハ. 株主数	14,789人
ニ. 1単元の株式数	100株
ホ. 発行済株式総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主	

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
柳 井 正	28,297千株	27.78%

(注) 出資比率は自己株式(4,222,560株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成19年8月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況 (平成19年 8月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長兼社長	柳井正	㈱ユニクロ 代表取締役会長兼社長、他子会社7社代表
取締役	堂前宣夫	UNIQLO USA, Inc. CEO
取締役	松下正	FR FRANCE S.A.S. President 迅銷(江蘇)服飾有限公司 董事長、他子会社6社代表
取締役	半林亨	日本国際貿易促進協会 副会長
取締役	服部暢達	一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授
常勤監査役	田中明	
監査役	安本隆晴	安本公認会計士事務所 所長
監査役	清水紀彦	一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授
監査役	渡邊顯	成和共同法律事務所 代表
監査役	太田穰	長島・大野・常松法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役半林亨氏及び服部暢達氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役安本隆晴氏、清水紀彦氏、渡邊顯氏及び太田穰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	341百万円 (20百万円)	株主総会決議(平成18年11月24日)による報酬限度額1,000百万円(年額)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	43百万円 (31百万円)	株主総会決議(平成15年11月26日)による報酬限度額100百万円(年額)
合計 (うち社外役員)	10名 (6名)	384百万円 (51百万円)	

③ 社外役員に関する事項

イ 他の会社の社外役員の兼任状況

地 位	氏 名	兼任・兼職先	兼任・兼職内容
取締役	半 林 亨	前田建設工業株式会社	社外取締役
		ユニチカ株式会社	社外監査役
取締役	服 部 暢 達	みらかホールディングス株式会社	社外取締役
監査役	安 本 隆 晴	アスクル株式会社 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス株式会社ユニクロ	社外監査役
監査役	清 水 紀 彦	日新製糖株式会社 株式会社ユニクロ ヤマハ発動機株式会社	社外監査役
監査役	渡 邊 顯	ジャパンパイル株式会社 前田建設工業株式会社	社外取締役
		株式会社角川グループホールディングス	社外監査役

ロ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取締役	半 林 亨	19回開催された取締役会に17回出席し、企業経営に携わった見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	服 部 暢 達	19回開催された取締役会に全回出席し、M&A等の研究の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	安 本 隆 晴	19回開催された取締役会に18回出席し、14回開催された監査役会に全回出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社グループ会社の監査について、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	清 水 紀 彦	19回開催された取締役会に17回出席し、14回開催された監査役会に全回出席いたしました。コーポレートガバナンス等の研究の見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社グループ会社の監査について、適宜、必要な発言を行っております。

地 位	氏 名	活 動 状 況
監査役	渡 邊 顯	平成18年11月24日の就任後、14回開催された取締役会に12回出席し、10回開催された監査役会に全回出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社グループ会社の監査について、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	太 田 穰	平成18年11月24日の就任後、14回開催された取締役会に13回出席し、10回開催された監査役会に9回出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社グループ会社の監査について、適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、全社外取締役及び全社外監査役とも、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

- イ. 会計監査人の名称 新日本監査法人
ロ. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	65百万円
(2) 当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	86百万円

- ※1 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と旧証券取引法上の監査に対する報酬等の額の合計であります。
- ※2 当社の重要な子会社のうち、株式会社キャビン及び同社連結子会社は監査法人トーマツの監査を受けております。この他、在外連結子会社8社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法または旧証券取引法の法律に相当する外国の法令を含む。）を受けております。

ハ. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、上記の監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の取締役及び執行役員（以下総称して「取締役等」という。）は、自ら経営理念、当社コードオブコンダクト（以下FRコードオブコンダクトという。）、及びその他の会社内部規程を遵守し、当社グループ全体における企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行する。また、社会の変化、事業活動の変化及びFRコードオブコンダクトの運用状況に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保する。

ロ. 当社は、コンプライアンスの責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー（Chief Compliance Officer）を任命するものとし、チーフコンプライアンスオフィサーは、当社及び当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。

ハ. 監査役は、経営の意思決定の適法性を確保するため常に取締役会に出席するものとし、取締役等に対して適宜意見を述べるができるものとする。また、取締役等は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士などの専門家を起用し、法令違反行為を未然に防止し、かつそのために必要な措置を実施する。取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役、及びチーフコンプライアンスオフィサーに報告するものとする。

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役等は、当社従業員が、経営理念、FRコードオブコンダクト、及びその他の会社内部規程を遵守するよう体制を構築し、コンプライアンスに関する教育、啓蒙を当社従業員に行い、これを遵守させるものとする。

ロ. 当社は、執行部門から独立した監査部門としてグループ監査部を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として、グループ法務部内にコンプライアンス専任チームを設置する。

- ハ. 取締役等は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する事実を発見した場合には直ちに他の取締役等に報告するものとし、重大な法令違反については直ちに監査役、代表取締役、及びチーフコンプライアンスオフィサーに報告するものとする。
- ニ. 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報システム（以下「ホットライン」という。）を整備する。
- ホ. 社外の有識者、社外監査役（公認会計士）、取締役（うち弁護士1名を含む）、執行役員等で構成されるCSR委員会では、当社グループ全体のコンプライアンス体制や、社会・環境活動などについて議論を行い、CSR活動への提案を行う。
- さらに、当社グループの中核事業会社である㈱ユニクロには、FRコードオブコンダクトの遵守を目的としたCOC委員会を設置する。弁護士資格を有する社外監査役、顧問弁護士、常勤監査役、執行役員等を委員とする同委員会では、ホットラインを通して、FRコードオブコンダクトに抵触するような言動を未然に防ぐ努力を行うとともに、個別案件の審議や社内への啓発活動を推進していく。
- なお、ホットラインについては、他の当社グループ各社へも導入する。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役等の職務執行に係る以下の文書については、文書管理規程及び機密情報取扱ガイドラインに基づき、その意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証拠として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、法令上要求される保管期間内は閲覧可能な状態を維持していけるよう整備する。
- ・ 株主総会議事録と関連資料
 - ・ 取締役会議事録と関連資料
 - ・ 取締役等が主催する重要な会議の議事録と関連資料
 - ・ その他重要な使用人が主催する重要な会議の議事録と関連資料
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、当社及び当社グループ各社に対して、直接または間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断、停止させる可能性、または当社及び当社グループ各社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを定期的に分析し、見直し、その管理体制を整えるものとする。

- ロ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役または代表取締役が指名する取締役等を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、2名の社外取締役が出席する取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとする。当社及び当社グループ各社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に代表取締役を議長として構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- ⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループ各社における業務の適正を確保するため、経営理念及びFRコードオブコンダクトを当社グループ全てに適用する行動指針として位置づけ、これを基礎として、当社グループ各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、当社グループ経営管理基本方針を定め、子会社管理規程に従い、当社による決裁及び当社への報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役等は、当社グループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役、代表取締役、及びチーフコンプライアンスオフィサーに報告するものとする。
- ロ. 当社グループ各社の取締役等は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、または各国における企業倫理上問題があるなど、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、グループ監査部、グループCSR部またはグループ法務部に報告するものとする。報告を受けたグループ監査部、グループCSR部またはグループ法務部は直ちに監査役、代表取締役、及びチーフコンプライアンスオフィサーに報告を行うと共に、意見を述べるができるものとする。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査役会が求めた場合、監査役職務を補助すべき従業員等に関する規程を定め、監査役職務を補助すべき者として、当社の従業員または弁護士、公認会計士など監査役補助者として相応しい者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役等からの独立を確保するものとする。
- ロ. 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役等及び従業員が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役等及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び従業員に対して報告を求めることができることとする。
- ロ. 当社は、経営理念及びFRコードオブコンダクトの適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。監査役は、監査役に対する取締役等または従業員の報告体制について問題があると認めた場合、取締役等及び取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、恒常的な業績向上と、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

株主の皆様に対する配当金につきましては、将来のグループ事業の拡大や収益向上を図るための資金需要ならびに財務の健全性を考慮した上で、業績に連動した高配当を実施する方針であります。

連結貸借対照表

(平成19年8月31日現在)

単位：百万円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	217,978	流動負債	90,558
現金及び預金	64,091	支払手形及び買掛金	40,568
受取手形及び売掛金	9,849	1年以内返済予定長期借入金	4,484
有価証券	55,237	未払法人税等	14,393
たな卸資産	55,173	繰延税金負債	4,499
繰延税金資産	1,752	引当金	94
未収法人税等	5,837	その他	26,516
為替予約	17,514	固定負債	25,929
その他	8,632	長期借入金	19,432
貸倒引当金	△110	退職給付引当金	393
固定資産	141,792	その他	6,102
(有形固定資産)	(37,339)	負債合計	116,487
建物及び構築物	28,985	純資産の部	
器具備品及び運搬具	2,256	株主資本	228,685
土地	3,979	資本金	10,273
建設仮勘定	2,117	資本剰余金	4,999
(無形固定資産)	(43,001)	利益剰余金	228,958
のれん	32,536	自己株式	△15,546
その他	10,465	評価・換算差額等	11,458
(投資その他の資産)	(61,450)	その他有価証券評価差額金	368
投資有価証券	907	繰延ヘッジ損益	10,393
関係会社株式	5,817	為替換算調整勘定	696
繰延税金資産	684	少数株主持分	3,139
敷金・保証金	34,196	純資産合計	243,283
建設協力金	19,169	負債純資産合計	359,770
その他	1,454		
貸倒引当金	△777		
資産合計	359,770		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成18年9月1日から
平成19年8月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額	金 額
売上高		525,203
売上原価		276,808
売上総利益		248,395
販売費及び一般管理費		183,431
営業利益		64,963
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,314	
為替差益	1,884	
有価証券売却益	98	
還付加算金等	388	
その他	581	4,267
営業外費用		
支払利息	1,775	
持分法による投資損失	2,078	
その他	773	4,626
経常利益		64,604
特別利益		
固定資産売却益	1,409	
貸倒引当金戻入益	209	
その他	284	1,903
特別損失		
固定資産除却損	650	
店舗閉店損失	467	
減損損失	2,118	
その他	557	3,794
税金等調整前当期純利益		62,713
法人税、住民税及び事業税	31,145	
法人税等調整額	△370	30,774
少数株主利益		163
当期純利益		31,775

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成18年9月1日から
平成19年8月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年8月31日残高	10,273	4,999	211,135	△15,539	210,868
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△13,749		△13,749
当期純利益			31,775		31,775
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社増加に伴う利益剰余金減少高			△202		△202
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	17,823	△6	17,816
平成19年8月31日残高	10,273	4,999	228,958	△15,546	228,685

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年8月31日残高	464	16,384	509	17,358	12,252	240,479
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△13,749
当期純利益						31,775
自己株式の取得						△7
自己株式の処分						0
連結子会社増加に伴う利益剰余金減少高						△202
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△95	△5,990	187	△5,899	△9,113	△15,012
連結会計年度中の変動額合計	△95	△5,990	187	△5,899	△9,113	2,803
平成19年8月31日残高	368	10,393	696	11,458	3,139	243,283

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

連結子会社の名称

株式会社ユニクロ

UNIQLO(U.K.)LTD.

迅銷(江蘇)服飾有限公司

UNIQLO USA, Inc.

FRL Korea Co., LTD.

UNIQLO HONG KONG, LIMITED

株式会社ワンゾーン

FR FRANCE S.A.S.

Creations Nelson S.A.S.

UNIQLO FRANCE S.A.S.

PETIT VEHICULE S.A.S.

コントワー・デ・コトニエ ジャパン株式会社

アスベジ・ジャパン株式会社

株式会社グローバルリテイリング

株式会社グローバルインベストメント

株式会社キャビン

株式会社ジーユー

迅銷(中国)商貿有限公司

他3社

株式会社ジーユーについては重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

迅銷(中国)商貿有限公司については、当連結会計年度より営業を開始し、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

FAST RETAILING (U. K) LTD

UNIQLO Design Studio, New York, Inc.

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社 2社

株式会社リンク・セオリー・ホールディングス（関連会社）

株式会社ビューカンパニー（関連会社）

株式会社ビューカンパニーは、平成18年11月に株式を取得し、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社

FAST RETAILING (U. K) LTD

UNIQLO Design Studio, New York, Inc.

関連会社

山東宏利綿針織有限公司

(3) 持分法を適用しない理由

非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

株式会社ビューカンパニーの決算日は2月20日であり、決算日と連結決算日との差異が3ヶ月を超えるため、平成18年11月21日から平成19年8月20日までの仮決算数値を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

迅銷（江蘇）服飾有限公司、迅銷（中国）商貿有限公司及びPETIT VEHICULE S. A. S. につきましては、中間決算日の6月30日を決算日としたうえ連結計算書類を作成しております。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

株式会社キャビンの決算日は2月28日でありましたが、親会社と決算日の統一を図るため、決算日を8月31日に変更いたしました。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社及び関連会社株式 総平均法による原価法
- (2) その他有価証券 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの：主として総平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ：時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品：主として個別法による原価法
- (2) 貯蔵品：主として最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産：当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、一部の国内連結子会社は平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。在外連結子会社につきましては所在地国の会計基準の規定に基づき、主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

器具備品及び運搬具 5年～8年

- (2) 無形固定資産：定額法によっております。なお、社内利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

5. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金 : 一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

6. リース取引の処理方法

当社及び国内連結子会社はリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。在外連結子会社につきましては通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

事業活動に伴う為替変動リスク、金利変動リスクを管理しヘッジするため、為替予約取引、金利スワップ取引のデリバティブ取引を行っております。ヘッジ会計の方法につきましては、繰延ヘッジ処理の方法によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券につきましては、振当処理を行っております。

8. 連結子会社の資産及び負債の評価の方法

連結子会社の資産及び負債の評価につきましては、全面時価評価法を採用しております。

9. のれんの償却の方法及び期間

のれんは、のれんが発生した都度、かつ子会社ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、子会社の実態に基づいた適切な償却期間（計上後20年以内）において定額法により償却しております。

10. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

重要な会計方針の変更

(在外連結子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算の基準)

在外連結子会社の収益及び費用項目については、これまで決算時の為替相場により換算する方法を採用してまいりましたが、在外子会社の重要性が増し、各四半期毎の損益の状況をよりの確に表示する目的で、当連結会計年度より、期中平均相場により換算する方法に変更いたしました。この変更が損益に与える影響は軽微であります。

(固定資産の減価償却方法の変更)

法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これに伴う損益への影響は軽微であります。

表示方法の変更

前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めておりました「1年以内返済予定長期借入金」(前連結会計年度2,521百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

定期預金	106百万円
商品	58百万円
その他無形固定資産	2,028百万円
敷金・保証金	130百万円
計	2,324百万円

上記に対応する債務

1年以内返済予定長期借入金	476百万円
その他流動負債	11百万円
長期借入金	1,643百万円
その他固定負債	218百万円
計	2,350百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,586百万円

3. 偶発債務

(1) 金融機関からの借入金に対する保証債務 20百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	106,073,656

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

イ. 平成18年11月24日開催第45期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 6,620,363千円
- ・1株当たり配当額 65円
- ・基準日 平成18年8月31日
- ・効力発生日 平成18年11月27日

ロ. 平成19年4月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 7,129,595千円
- ・1株当たり配当額 70円
- ・基準日 平成19年2月28日
- ・効力発生日 平成19年5月17日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成19年11月5日開催の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

- ・配当金の総額 6,111,065千円
- ・1株当たり配当額 60円
- ・基準日 平成19年8月31日
- ・効力発生日 平成19年11月26日

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,357円79銭
- 1株当たり当期純利益 311円98銭

貸借対照表

(平成19年8月31日現在)

単位：百万円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	83,698	流動負債	2,101
現金及び預金	14,018	未払金	1,225
営業未収入金	2,712	未払費用	493
有価証券	53,898	その他	382
関係会社短期貸付金	5,692	固定負債	483
未収法人税等	5,837	預り保証金	483
繰延税金資産	99		
その他	1,450	負債合計	2,585
貸倒引当金	△10		
固定資産	143,506	純資産の部	
(有形固定資産)	(3,231)	株主資本	224,242
建物	1,452	資本金	10,273
構築物	156	資本剰余金	4,999
器具備品	336	資本準備金	4,578
土地	1,158	その他資本剰余金	420
建設仮勘定	126	利益剰余金	224,515
(無形固定資産)	(3,325)	利益準備金	818
ソフトウェア	2,986	その他利益剰余金	223,697
その他	338	別途積立金	185,100
(投資その他の資産)	(136,949)	繰越利益剰余金	38,597
投資有価証券	903	自己株式	△15,546
関係会社株式	123,215	評価・換算差額等	376
関係会社出資金	1,021	その他有価証券評価差額金	376
関係会社長期貸付金	9,233		
繰延税金資産	956	純資産合計	224,619
敷金・保証金	1,578		
その他	49	負債純資産合計	227,204
貸倒引当金	△8		
資産合計	227,204		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成18年9月1日から
平成19年8月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額	
営 業 収 益		51,276
営 業 費 用		10,277
営 業 利 益		40,998
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	171	
有 価 証 券 利 息	653	
還 付 加 算 金 等	354	
そ の 他	283	1,462
営 業 外 費 用		
控 除 対 象 外 消 費 税 額	75	
そ の 他	4	79
経 常 利 益		42,382
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,479	4,486
税 引 前 当 期 純 利 益		37,895
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,161	
法 人 税 等 調 整 額	△352	1,809
当 期 純 利 益		36,086

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年9月1日から
平成19年8月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成18年8月31日残高	10,273	4,578	420	4,999	818	175,100	26,261	202,179	△15,539	201,912
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						10,000	△10,000	—		—
剰余金の配当							△13,749	△13,749		△13,749
当期純利益							36,086	36,086		36,086
自己株式の取得									△7	△7
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	10,000	12,336	22,336	△6	22,329
平成19年8月31日残高	10,273	4,578	420	4,999	818	185,100	38,597	224,515	△15,546	224,242

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成18年8月31日残高	464	△103	360	202,273
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△13,749
当期純利益				36,086
自己株式の取得				△7
自己株式の処分				0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△88	103	15	15
事業年度中の変動額合計	△88	103	15	22,345
平成19年8月31日残高	376	—	376	224,619

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社及び関連会社株式 総平均法による原価法
- (2) その他有価証券 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの：総平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ：時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産：定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～20年
構築物	5～20年
器具備品	5～8年
- (2) 無形固定資産：定額法によっております。なお、社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上方法

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. ヘッジ会計の方法

事業活動に伴う金利変動リスクを管理しヘッジするため、金利スワップ取引のデリバティブ取引を行っております。ヘッジ会計の方法につきましては、繰延ヘッジ処理の方法によっております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更

(固定資産の減価償却方法の変更)

法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これに伴う損益への影響は軽微であります。

表示方法の変更

1. 前事業年度において「未収収益」に含めて表示していた債権の確定している営業収入の未収金額については、持株会社としての財政状態をより明瞭に表示するため、当事業年度より「営業未収入金」に含めて表示しております。その結果、「未収収益」(当事業年度26百万円)は、重要性がなくなったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。
なお、前事業年度において「未収収益」に含まれる債権の確定している営業収入の未収金額は4,459百万円であります。
2. 前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。
なお、前事業年度の「関係会社短期貸付金」は124百万円であります。
3. 前事業年度において区分掲記しておりました「前払費用」(当事業年度166百万円)、「未収入金」(当事業年度19百万円)及び「未収消費税等」(当事業年度445百万円)は、重要性がなくなったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。
4. 前事業年度において区分掲記しておりました「電話加入権」(当事業年度56百万円)は、重要性がなくなったため、無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。
5. 前事業年度において区分掲記しておりました「長期前払費用」(当事業年度32百万円)は、重要性がなくなったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

6. 前事業年度において区分掲記しておりました「前受金」（当事業年度13百万円）、「預り金」（当事業年度159百万円）及び「前受収益」（当事業年度2百万円）は、重要性がなくなったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。
7. 前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取利息」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。
なお、前事業年度の「受取利息」は87百万円であります。
8. 前事業年度において区分掲記しておりました「有価証券売却益」（当事業年度74百万円）及び「為替差益」（当事業年度79百万円）は、重要性がなくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,594百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権、債務 | |
| ① 短期金銭債権 | 3,466百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 30百万円 |
| 3. 偶発債務 | |
| ① 家賃保証に対する保証債務 | 6,262百万円 |
| ② 関税延納に対する保証債務 | 467百万円 |
| ③ 金融機関からの借入金等に対する保証債務 | 22,067百万円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|-----------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引高 | 50,614百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当事業年度末の株式数（株）
普 通 株 式	4,222,560

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

繰延税金資産	百万円
未払事業税	104
未払賞与損金算入限度超過額	92
関係会社株式評価損	2,411
長期前払費用	376
その他	492
繰延税金資産 小計	<u>3,478</u>
評価性引当額	<u>△2,166</u>
繰延税金資産 合計	<u>1,311</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△256</u>
繰延税金負債 合計	<u>△256</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,055</u> 百万円

当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目で含まれております。

流動資産－繰延税金資産	99百万円
固定資産－繰延税金資産	956百万円

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
連子会社	株式会社ユニクロ	山口県山口市	1,000	衣料品 関連事業	100	兼任 4人	商標使用 契約関係等	ロイヤリティ 等の受取 (注1)	10,452	営業未収入金	2,362
連子会社	株式会社グローバルテイリング	山口県山口市	95	衣料品 関連事業	100	兼任 2人	資金の 貸借関係等	貸付金の回 取(注2)	980	関係会社長 期貸付金	4,703
連子会社	株式会社グローバルインベストメント	山口県山口市	95	衣料品 関連事業	100	兼任 2人	資金の 貸借関係等	貸付金の回 取(注2)	18	関係会社長 期貸付金	2,552
連子会社	株式会社ジーユー	東京都千代田区	450	衣料品 関連事業	100	兼任 2人	役務の 提供関係等	資金の貸付 (注2)	2,561	関係会社短 期貸付金	2,577
連子会社	UNIQLO USA, Inc.	ニューヨーク市	3,494	衣料品 関連事業	100	兼任 3人	役務の 提供関係等	資金の貸付 (注2) 債務保証 (注3)	2,321 5,697	関係会社短 期貸付金 関係会社長 期貸付金	1,741 580
連子会社	FR FRANCE S.A.S.	パリ市	22,177	衣料品 関連事業	100	兼任 1人	—	債務保証 (注3)	19,324	—	—
連子会社	UNIQLO(U.K.) LTD.	ロンドン市	2,034	衣料品 関連事業	100	兼任 2人	役務の 提供関係等	債務保証 (注3)	3,001	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社はユニクロブランドの使用に対する対価として、ロイヤリティ等を受け取っております。ロイヤリティ等については、売上高の一定割合によっており、その料率はグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 当社は借入、家賃等について債務保証を行っております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 事業年度の末日における取得価額相当額 3,850百万円
2. 事業年度の末日における減価償却累計額相当額 1,600百万円
3. 事業年度の末日における未経過リース料相当額 2,274百万円

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,205円37銭
2. 1株当たり当期純利益 354円30銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年10月25日

株式会社ファーストリテイリング

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	園	マリ	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂田	純孝	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中	宏和	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファーストリテイリングの平成18年9月1日から平成19年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストリテイリング及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年10月25日

株式会社ファーストリテイリング

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	園	マリ	㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂田	純孝	㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中	宏和	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファーストリテイリングの平成18年9月1日から平成19年8月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年9月1日から平成19年8月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 一 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 二 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

(3) 連結計算書類の監査結果

- 一 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年11月2日

株式会社ファーストリテイリング 監査役会

常勤監査役	田 中	明	㊟
社外監査役	安 本	隆晴	㊟
社外監査役	清 水	紀彦	㊟
社外監査役	渡 邊	顯	㊟
社外監査役	太 田	穰	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役5名選任の件

取締役5名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者（全5名）は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位、担当、他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式の数
1	柳 井 正 (昭和24年2月7日生)	昭和47年8月 当社入社 昭和47年9月 当社取締役 昭和48年8月 当社専務取締役 昭和59年9月 当社代表取締役社長 平成13年6月 ソフトバンク(株)取締役（現任） 平成14年11月 当社代表取締役会長 平成15年10月 (株)グローバルリテイリング代表取締役会長 平成15年10月 (株)グローバルインベストメント代表取締役会長 平成16年2月 (株)リンク・ホールディングス（現(株)リンク・セオリー・ホールディングス）代表取締役会長 平成16年11月 UNIQLO USA, Inc. Chairman（現任） 平成17年3月 (株)ワンズーン代表取締役会長（現任） 平成17年4月 (株)リンク・セオリー・ホールディングス取締役会長（現任） 平成17年4月 FR FRANCE S. A. S. Chairman	28,297,284株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位、担当、他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	柳 井 正 (昭和24年2月7日生)	<p>平成17年4月 GLOBAL RETAILING FRANCE S. A. S. (現UNIQLO FRANCE S. A. S.) Chairman</p> <p>平成17年6月 スパークス・アセット・マネジメント投信(株) (現スパークス・グループ(株)) 取締役</p> <p>平成17年9月 当社代表取締役会長兼社長 (現任)</p> <p>平成17年9月 (株)グローバルリテイリング代表取締役会長兼社長</p> <p>平成17年9月 (株)グローバルインベストメント代表取締役会長兼社長</p> <p>平成17年11月 (株)ユニクロ代表取締役会長兼社長 (現任)</p> <p>平成17年11月 UNIQLO (U. K.) LTD. Chairman (現任)</p> <p>平成18年3月 (株)ジーユー代表取締役会長 (現任)</p> <p>平成18年5月 (株)キャビン代表取締役会長 (現任)</p> <p>平成18年9月 (株)グローバルリテイリング代表取締役 (現任)</p> <p>平成18年9月 (株)グローバルインベストメント代表取締役 (現任)</p> <p>平成19年1月 (株)ビューカンパニー取締役 (現任)</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位、担当、他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式の数
2	松 下 正 (昭和35年7月28日生)	<p>昭和61年4月 品川区役所主事 選挙管理委員会事務局書記</p> <p>平成元年4月 東京弁護士会 弁護士登録</p> <p>平成8年10月 東京青山法律事務所パートナー</p> <p>平成10年1月 ジーイー横河メディカルシステム(株)入社</p> <p>平成11年1月 同社取締役</p> <p>平成12年2月 G E メディカルシステムズ(米国) 上級法律顧問</p> <p>平成12年11月 G E メディカルシステムズ(台湾) 総経理</p> <p>平成14年2月 ジーイー横河メディカルシステム(株)取締役G P C 事業部統括</p> <p>平成15年3月 日本ゼネラル・エレクトリック(株)取締役副社長</p> <p>平成16年5月 G E コンシューマー・ファイナンス(株)シニアカウンセラー&コンプライアンス/オーディットリーダー</p> <p>平成17年7月 当社顧問</p> <p>平成17年9月 当社取締役(現任)</p> <p>平成17年11月 (株)ユニクロ取締役(現任)</p> <p>平成17年11月 迅銷(江蘇)服飾有限公司 董事長(現任)</p> <p>平成18年5月 (株)キャビン監査役(現任)</p> <p>平成18年7月 FR FRANCE S.A.S. President(現任)</p> <p>平成18年9月 (株)グローバルリテイリング代表取締役(現任)</p> <p>平成18年9月 (株)グローバルインベストメント代表取締役(現任)</p> <p>平成18年12月 迅銷(中国)商貿有限公司 董事長(現任)</p> <p>平成19年3月 Creations Nelson S.A.S. 会長兼CEO(現任)</p> <p>平成19年3月 コントワー・デ・コトニエジャパン(株) 代表取締役会長(現任)</p> <p>平成19年6月 PETIT VEHICULE S.A.S. 会長兼CEO(現任)</p>	2,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位、担当、他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式の数
3	半 林 亨 (昭和12年1月7日生)	昭和34年4月 日綿實業(株) (現双日(株)) 入社 平成元年6月 ニチメン(株) (現双日(株)) 取締役 平成5年6月 同社代表取締役常務 平成7年6月 同社代表取締役専務 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成12年3月 日本国際貿易促進協会副会長 (現任) 平成12年10月 ニチメン(株) (現双日(株)) 代表 取締役社長 平成14年5月 中国陝西省人民政府 国際高 級経済顧問 (現任) 平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホール ディングス(株) (現双日(株)) 代 表取締役会長・Co-CEO 平成16年6月 双日ホールディングス(株) (現 双日(株)) 特別顧問 平成16年6月 中国黒龍江省経済顧問 (現 任) 平成16年6月 ユニチカ(株)監査役 (現任) 平成17年11月 当社取締役 (現任) 平成19年6月 前田建設工業(株)取締役 (現 任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位、担当、他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式の数
4	服 部 暢 達 (昭和32年12月25日生)	昭和56年4月 日産自動車(株)入社 平成元年5月 米国マサチューセッツ工科大学スローン経営大学院修士課程修了 平成元年6月 ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーニューヨーク本社入社 平成10年11月 同社マネージング・ディレクター、M&Aアドバイザー業務統括 平成15年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員助教授 平成17年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授 平成17年7月 みらかホールディングス(株)取締役 (現任) 平成17年11月 当社取締役 (現任) 平成18年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 (現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位、担当、他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式の数
5	※ 村 山 徹 (昭和29年6月11日生)	昭和55年4月 アーサーアンダーセンアンド カンパニー (現アクセンチュ ア(株)) 入社 平成10年4月 早稲田大学理工学部非常勤講 師 平成13年4月 明治大学商学部特別招聘教授 平成15年4月 アクセンチュア(株)代表取締役 社長 平成17年4月 早稲田大学理工学部客員教授 (現任) 平成18年4月 同社取締役副会長 平成18年6月 スパークス・アセット・マネ ジメント投信(株) (現スパーク ス・グループ(株)) 取締役 平成19年9月 アクセンチュア(株)取締役会長 (現任)	500株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者村山徹氏は、アクセンチュア株式会社の取締役会長をつとめており、当社は同社とコンサルティング業務に関する委託契約を結んでおります。
他の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 半林亨氏、服部暢達氏及び村山徹氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する注記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由
- ① 半林亨氏につきましては、長年大手総合商社のトップとして、アパレル小売業界全体に精通しており、アパレル関連事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者と判断したためであります。
- ② 服部暢達氏につきましては、米系大手投資銀行での経験を経て、現在はM&A等を専門に研究しており、今後、M&Aによって事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者と判断したためであります。
- ③ 村山徹氏につきましては、米系コンサルティング会社のトップとして、経営に関する豊富な知識・経験を有しており、グループ事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者と判断したためであります。
- (2) 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
半林亨及び服部暢達の両氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(3) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、半林亨及び服部暢達の両氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されます。また、新任候補者の村山徹氏についても、同氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約の概要は、次のとおりであります。

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

以 上